附則第六項中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項を附則第五項とする。

附則中第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項及び第十一項を削る。

附則第十二項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十三項中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十四項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とし、附則中第十五項を第十一項とし、第十六項から第二十三項までを四項ずつ繰り上げる。

別表第一の二の項中二十六を二十七とし、㈣から二十五までを㈤から二十六までとし、同項の㈦中「この項の㈣及び㈤」を「この項の㈤及び㈥」に改め、同項の㈥を同項の㈦とし、同項の㈤中「この項の㈣」を「この項の㈤」に改め、同項中㈤を㈥とし、㈣から㈤までを㈤から㈥までとし、㈢の次に次のように加える。

㈣	第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費	百分の五十

別表第一の三の項の㈤中「二の項の㈣から㈥まで」を「二の項の㈤から㈦まで」に改める。

別表第六の一の項の㈣中「三の項の㈤」を「三の項の㈥」に改め、同表の三の項中二十三を二十四とし、㈣から二十二までを㈤から二十三までとし、同項の㈩中「この項の㈨及び㈩」を「この項の㈩及び⑾」に改め、同項の⑴を同項の㈣とし、同項の㈨中「この項の㈧」を「この項の㈨」に改め、同項中㈧を⑴とし、㈦から㈧までを㈥から㈦までとし、㈢の次に次のように加える。

㈤	第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費	百分の五十

別表第六の四の項の㈡中「三の項の㈡から㈤まで」を「三の項の㈢から㈥まで」に改める。

別表第八の五の項を次のように改める。

五	㈠	第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費
	㈡	第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費

別表第十二の七の項を次のように改める。

七	㈠	第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費
	㈡	第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費

別表第十五の三の項の㈢中「五の項の㈢」を「五の項の㈣」に改め、同表の五の項中㈧を㈨とし、㈢から㈦までを㈣から㈧までとし、㈡の次に次のように加える。

㈢	第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費	百分の五十

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の附則第十項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正）

第三条　水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「、第七十八条第一項」を「並びに第七十八条第一項」に改め、「並びに附則第十一項」を削る。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四条　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号イ中「別表第一の二の項の㈤」を「別表第一の二の項の㈥」に改める。

（土地改良法施行令の一部改正）

第五条　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「、第七十八条第一項」とあるのは「第七十八条第一項」と、「附則第十一項」とあるのは「附則第十一項」を「並びに第七十八条第一項から第三項まで」とあるのは、「第七十八条第一項から第三項まで」に改める。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　野田　佳彦

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百二十九号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千百五十億円」を「千四十億円」に、「八千七百十億円」を「六千九百十億円」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2　平成二十四年四月六日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結する法第三条第一項に規定する再保険契約に関する第三条の規定の適用については、同条中「百分の九十五」とあるのは、「五万五千九十分の五万四千百八十五」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦